

青森県報

号外第六十九号

令和四年
七月十九日
(火曜日)

目次

海区漁業調整委員会

○東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局)：一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和四年七月十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 海域
青森県東部海区管内沖合海域

二 期間

令和四年八月一日から令和五年一月二十八日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、調査を目的として、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、さけはえなわ試験操業をする者を除く。

(発行所
青森市長・島一丁人)
森目一番一
県号

(印刷所
青森市第二間堀丸人)
東奥印刷株式会社
三丁目一
番七
号

定価 每週月・水・金曜日發行
小口一枚二付十五円